

伊勢原市緊急小口資金特例貸付等利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会が行う緊急小口資金特例貸付又は総合支援資金（生活支援費）特例貸付を利用する者及び伊勢原市（以下「市」という。）が行う住居確保給付金制度を利用する者に対し、生活の安定を支援するため、伊勢原市商工会が令和2年度に発行する伊勢原市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を市の予算の範囲内において給付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 商品券の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年11月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年3月25日から令和2年10月31日までの期間において緊急小口資金特例貸付の決定を受けた者（令和2年10月31日までに同貸付の申請をした者で、同日後に貸付の決定を受けたものを含む。）
- (2) 令和2年3月25日から令和2年10月31日までの期間において総合支援資金（生活支援費）特例貸付の決定を受けた者（令和2年10月31日までに同貸付の申請をした者で、同日後に貸付の決定を受けたものを含む。）
- (3) 令和2年3月25日から令和2年10月31日までの期間において住居確保給付金の支給決定を受けた者（令和2年10月31日までに同給付金の申請をした者で、同日後に支給決定を受けたものを含む。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日において次のいずれかに該当する者は、給付対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に生活保護が停止されている者及び基準日の翌日以降に生活保護が廃止又は停止された者を除く。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されている者及び基準日の翌日以降に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

(商品券の給付額等)

第3条 商品券の給付額は、1人につき13,000円とし、給付は1回限りとする。ただし同一世帯内で給付対象者が複数いる場合においては、商品券の給付額は1世帯につき13,000円とし、給付は1回限りとする。

(給付申請)

第4条 給付対象者のうち商品券の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書（第1号様式、第2号様式

又は第3号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の期間は、市長が別に定めるものとする。
- 3 申請者は、申請書を提出するに当たり、別表に掲げる書類及び公的身分証明書の写し等を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、別表に掲げる書類及び公的身分証明書の写し等により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、別表に掲げる書類及び公的身分証明書の写し等の提出を省略させることができる。

(代理人による給付申請)

第5条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 基準日において給付対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者で、市長が特に認めるもの

2 代理人が申請をするときは、当該代理人は申請書及び前条第3項に規定する提出書類に加え、申請者から委任を受けていることを証する書類及び代理人の公的身分証明書の写し等を市長に提出することにより、給付対象者からの委任を受けた上での申請であることを証することとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては申請者から委任を受けていることを証する書類の確認をもって、代理権の有無を判断する。

(給付決定及び給付)

第6条 市長は、第4条及び前条の規定により提出された申請書を受け取った場合は、速やかに内容を確認の上、商品券の給付を決定し、伊勢原市プレミアム付商品券給付決定通知書(第4号様式)により申請者又は代理人に通知し、商品券を給付するものとする。

2 市長は、申請書の内容を審査した結果、給付対象者に該当しないと認めたときは、伊勢原市プレミアム付商品券不給付決定通知書(第5号様式)により申請者又は代理人に通知するものとする。

(給付の方式)

第7条 市による商品券の給付は、次の各号のいずれかの方式により行う。ただし、第2号掲げる方式は、第1号に掲げる方式による給付が困難な場合に限り行うこととする。

- (1) 郵送方式 市が申請者の住所地へ商品券を郵送する方式
- (2) 窓口方式 市が窓口で商品券を給付する方式

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市が商品券を給付する事業を実施するに当たり、給付対象者、給付申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について周知を行ったにもかかわらず、

給付対象者から申請期限までに第4条及び第5条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が商品券の受給を辞退したものとみなす。

2 市が第6条の規定に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備等により郵送ができない等、申請者又は代理人の責めに帰すべき事由により商品券の給付ができなかった場合において、市が申請者又は代理人に連絡・確認に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、商品券の申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により商品券の給付を受けた者がいるときは、既に給付を受けた商品券の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 商品券の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、商品券の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年10月30日告示第127号)

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

給付対象者区分	必 要 書 類	
緊急小口資金特例貸付の決定を受けた者（右欄1から3までのパターンのいずれか）	1	(1) 緊急小口資金特例貸付決定通知書の写 (2) 緊急小口資金特例貸付が決定し入金された事実が確認できる通帳の写し
	2	(1) 緊急小口資金特例貸付を利用したことを証する書類（緊急小口資金特例貸付借入申込確認書等） (2) 緊急小口資金特例貸付が決定し入金された事実が確認できる通帳の写し
	3	(1) 緊急小口資金特例貸付が決定し入金された事実が確認できる通帳の写し (2) 緊急小口資金特例貸付が決定した旨の申立書
総合支援資金（生活支援費）特例貸付の決定を受けた者（右欄1から3までのパターンのいずれか）	1	(1) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付決定通知書の写し (2) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付が決定され入金された事実が確認できる通帳の写し
	2	(1) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付を利用したことを証する書類（総合支援資金（生活支援費）特例貸付借入申込確認書等） (2) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付が決定し入金された事実が確認できる通帳の写し
	3	(1) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付が決定し入金された事実が確認できる通帳の写し (2) 総合支援資金（生活支援費）特例貸付が決定した旨の申立書
住居確保給付金の支給決定を受けた者（右欄1又は2のパターンのいずれか）	1	(1) 住居確保給付金支給決定通知書の写し
	2	(1) 住居確保給付金を利用したことを証する書類（住居確保給付金支給決定確認書等）

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書

令和 年 月 日

伊勢原市長 殿

(署名又は記名押印)

申請者氏名 _____ ⑩

住 所 〒 _____

伊勢原市 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____ () _____

対象の区分（該当する項目に☑をしてください。）

- 緊急小口資金特例貸付 総合支援資金（生活支援費）特例貸付
 住宅確保給付金

次の事項に同意の上、本人確認書類及び対象区分の確認書類を添えて申請します。

- ・給付対象者の確認に当たり、伊勢原市及び関係機関が情報共有し、又は所有する公簿等で確認が行われること。
- ・対象の区分を証する関係書類の提出に応じること。
- ・偽りその他不正の手段によりプレミアム付商品券を受け取っていることが判明した場合は、プレミアム付商品券の返還に応じること。

伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書

令和 年 月 日

伊勢原市長 殿

(署名又は記名押印)

申請者氏名 _____ ①

住 所 〒 _____

伊勢原市 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____ () _____

対象の区分 (該当する項目に☑をしてください。)

- 緊急小口資金特例貸付 総合支援資金 (生活支援費) 特例貸付
 住宅確保給付金

次の事項に同意の上、「本人確認書類」、「預金通帳の写し」及び『「貸付決定通知書の写し」又は同封された「特例貸付借入申込確認書」』を添えて申請します。

同意事項

- ・給付対象者の確認に当たり、伊勢原市及び関係機関が情報共有し、又は所有する公簿等で確認が行われること。
- ・対象の区分を証する関係書類の提出に応じること。
- ・偽りその他不正の手段によりプレミアム付商品券を受け取っていることが判明した場合は、プレミアム付商品券の返還に応じること。

伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書

令和 年 月 日

伊勢原市長 殿

(署名又は記名押印)

申請者氏名 _____ (印)

住 所 〒 _____

伊勢原市 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____ () _____

対象の区分 (該当する項目に☑をしてください。)

- 緊急小口資金特例貸付 総合支援資金 (生活支援費) 特例貸付
- 住宅確保給付金

次の事項に同意の上、「本人確認書類」及び『「支給決定通知書の写し」又は同封された「住居確保給付金支給決定確認書」』を添えて申請します。

同意事項

- ・給付対象者の確認に当たり、伊勢原市及び関係機関が情報共有し、又は所有する公簿等で確認が行われること。
- ・対象の区分を証する関係書類の提出に応じること。
- ・偽りその他不正の手段によりプレミアム付商品券を受け取っていることが判明した場合は、プレミアム付商品券の返還に応じること。

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市プレミアム付商品券給付決定通知書

令和 年 月 日

様

伊勢原市長 印

令和 年 月 日付けで提出のありました伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書の内容を審査しました結果、給付を決定しましたので通知いたします。

事務担当は、伊勢原市
電話

第5号様式（第6条関係）

伊勢原市プレミアム付商品券不給付決定通知書

令和 年 月 日

様

伊勢原市長 印

令和 年 月 日付で提出のありました伊勢原市プレミアム付商品券給付申請書の内容を審査しました結果、次の理由により不給付とすることと決定しましたので通知いたします。

不給付の理由

--

事務担当は、伊勢原市

電話